

市民と議会との意見交換会

**もっと知りたい！
議会のこと**

主催：武蔵野市議会 議会運営委員会

議会基本条例の策定と 議会改革について

- これまでの経過

◎武蔵野市議会では、これまで長年にわたり議会改革の取り組みを進めてきました。改革内容については、申し合わせ事項として整理されています。

◎2000年には地方分権一括法が施行され、「地域のことは地域で決める」動きが具体的に始まりました。

◎一方で、議会活動・議員活動の不透明さが社会的にもクローズアップされ、議会のあり方を見直す議論が活発化しました。そうした中、2006年には北海道栗山町が全国に先駆けて条例を制定しました。

◎武蔵野市議会においても、継続的な議会改革を進めるとともに、条例制定の議論を断続的に行ってまいりました。

◎2014年度から15年度にかけて、条例策定に向けた議論を実施。（議会改革等協議会の設置）

◎2016年度から18年度にかけて条例策定の具体的な作業を進め、条例素案および逐条解説案を取りまとめました。（議会運営委員会）

2019年の改選後も、引き続き議会基本条例の策定を進めていくことを決定。

◎2019年、市民との意見交換会や素案に対するご意見を踏まえ、議会基本条例を策定。

2020年第1回定例会に上程・可決し、同年4月1日より施行となりました。

議会基本条例について

①「会議等の公開」（第4条）

この条項は、議会における会議を原則公開としたものです。議会における議論を公開することによって、意思決定のプロセスを市民に理解しやすくすることを目的としています。また議論の過程をわかりやすくするため、傍聴者に対する環境整備に努めることも規定いたしました。

②「市民との意見交換」（第9条）

この条項は、市民の声を政策に反映することを目的として規定いたしました。

これまで常任委員会などにおいて、市民との意見交換を随時行い、議会活動の糧としてまいりましたが、あらためて明文化したものです。

当初は他議会で行われている「議会報告会」として議論を進めてきましたが、一方通行の報告とならないようにするため、意見交換会として実施することを決めました。

③「請願及び陳情における提出者の意見聴取」 (第10条)

請願・陳情とは、市政などについて、直接市議会に要望する制度です。

請願は法に基づく一定の手続きが必要ですが、陳情は法によらず、簡素化した手続きのみで行うことができます。

本市議会では、いずれも大事な意見・提案として受け止め、審議に努めてきましたが、あらためて、市民からの請願・陳情の位置づけを明確化し、また提案者の意図を正しく把握するための意見交換の場を確保することを規定したものです。

④「広報広聴の充実」（第18条）

「広報」は、議会の活動を幅広く市民に知っていただくため重要な活動です。

また「広聴」は議会活動が市民に伝わっているのか、議会の意思決定が住民福祉の充実に寄与しているのかなど、議会活動の向上に必要な活動です。

日々進歩を続ける情報発信ツールを活用しながら、広報広聴活動の充実に努めていく原則を定めています。

⑤ 「政務活動費」第22条

全国的に政務活動費の不正使用が指摘をされる中、用途を明確にし、かつ不適切な使用を行わないことを規定しました。

具体的な基準等については別途定めています。

議会改革について

議会基本条例の施行に伴い、条例の目的をさらに深化させるため、また、不断の改革が必要との考えのもと課題抽出を行い、協議・実行を進めています。（32項目）

その中で、特に市民との関わりが深いと考えられる項目について、まとめました。

① 意見交換会

議会基本条例（第9条）に基づき、実施をしていくことは規定されていますが、具体的な実施方法について継続して協議を進めることとしています。

【課題】

実施主体：議会全体または委員会

開催時期：随時、定例化は必要か

テーマ：市民提案、議員発議など

② 委員会のネット中継

(当初の議会改革項目には入っていない)

従来のネット中継は、本会議・予算特別委員会・決算特別委員会に限られていましたが、新型コロナウイルス感染症により傍聴の制限が実施されたため、常任委員会のネット中継を実施することとなりました。

③ 傍聴者のスマホ・タブレットの使用

傍聴者による電子機器の使用は、従来認められていませんでしたが、昨今の電子機器の利用普及を鑑み、会議に支障をきたさない限りにおいて認めることとしました。

④ 傍聴者への資料・アンケート配布

議論の進捗をより理解しやすくするため、傍聴者への資料提供を協議しましたが、現状でも一定の資料提供が実施されているため、継続協議となりました。

また、傍聴者より会議後の感想や意見をいただくアンケートの実施を協議しましたが、継続協議となりました。

⑤ 災害時対応

2011年の東日本大震災を受けて、災害時対応について協議。2012年に議員の安否確認や行動についてフローを作成しましたが、自然災害以外の緊急時における議会活動にも対応していくことを目的に、議会BCP計画を協議・策定中です。

⑥ 議員間討議

議論のプロセスをよりわかりやすくする、透明性を高めることを目的に、最終的な意思決定の前に議員間での議論を行うことができる仕組みを整理しました。

⑦ 議会基本条例の見直し手続き

(検証方法／外部評価)

議会内での検証だけでなく、市民等からの意見や評価も参考に見直しすることや、時期などについて継続して協議を進めることとしています。